市民と自治体

②市民と自治体の共通理解のために

〜自治体におけるPR概念の動向を踏まえて〜

〜タックスペイヤーの視点から〜

①市民と自治体の共通理解とは

①市民と自治体の共通理解とは~自治体におけるPR概念の動向を踏まえて

■三浦恵次

1 | はじめに~自治体におけるPR~

である。この事実を無視すれば、当然のこと 多くは、この言葉を知らないかもしれないし、 体の職員はすべてPR担当者である。職員の 協力者のアンダーソン(D.L.Anderson)が第 る。編者であるギルバート(W.H.Gilbert)と Government』(1975) が米国で出版されてい じタイトルの本『Public Relations in Local 今後の自治体生活の安定さはなかろう。だか 知っていても嫌いかもしれない。これは事実 冒頭でPRの本質に触れ、こういう。「自治 一章 "Public Relations in Society"(注1)の ンズ)の解明、にあるという。偶然にも、同 (Public Relations=パブリック・リレーショ 本号の企画の狙いは〝自治体におけるPR

> ば、PRの本質は、住民からの信頼・理解の もらうことが肝要である」と。ひと言でいえ とりつけ、双方の利益(共通理解)を確保す こと、二つは彼らの責任が住民からの信頼を ら、自治体の職員には、一つは自治体の仕事 とりつけ方にあるといえるようだ。 ることにあるのだという、同じ認識をもって はPRそのものだという認識をもってもらう

べておこう。 PR=広報・広聴研究の歩みを少しばかり述 的に検討してみたい。そのまえに、自治体の 解のとりつけ方について、理論的、 本稿では、自治体のPR=広報・広聴=理 かつ実践

自治体のPR=広報・広聴研究の

②広報・広聴は、はじめから聖域にあるごと

25€

も技術的でありすぎた。

といわれる。五十有余年の歴史では、ときど での、わずかな屈折のほか、ほぼ順調な進展 きの社会的、経済的および政治的変動のなか ①広報・広聴は、研究対象としてはあまりに いるにすぎない。なぜか。 当者や広報・広聴普及団体がそれにあたって 研究者のほか、せいぜい現場の広報・広聴担 多くの研究者の知的関心は希薄で、二、三の ない。しかし、一九五〇年代の研究といえば、 力も次第に強力になってきたことは無視でき 経済力が次第に膨張し、そのもつ社会的影響 がみられる。その間、自治体の広報・広聴の H・Q(General Headquarters)の示唆による 自治体の広報・広聴史の発端は戦後、

> 2―自治体のPR=広報・広聴研究の歩み -はじめに〜自治体におけるPR

5―自治体の広報・広聴とあるアドボカシー 八王子の当事者運動をめぐって

6―おわりに~二十一世紀の課題

3―自治体の広報・広聴の理論

(注一) William H.Gilbert, Public Relations in

Local Government, 1975,p.5.

ろ啓蒙・指導対象にみられてきた。
③広報・広聴は研究対象としてよりも、むしく認識され、その争点が背後におかれてきた

ところで、公害・環境破壊などが公共問題ところで、公害・環境破壊などが公共問題としてクローズアップされた一九六〇年代には、ようやく多くの研究者が、本格的に研究対象として注目しはじめる。どうしてか。対象として注目しはじめる。どうしてからに、公害・環境破壊などが公共問題ところで、公害・環境破壊などが公共問題ところで、公害・環境破壊などが公共問題

きた。

②広報・広聴は、聖域ではなく、批判的領域
②広報・広聴は、直接民主制の原理との関連に属するものとみられるようになってきた。

一九七〇年代の前半のオイル・ショック以上の年代の前半のオイル・ショック以上の年代に入って、都道府県広報・広聴は、官僚統治の惰性の崩れを期待されるなかで、住民協力主導型への転換の兆しをみせつつ、住民協力主導型への転換の兆しをみせつつ、住民協力主導型への転換の兆しをみせつつ、住民協力主導型への転換の兆しをみせつつ、住民協力主導型への転換の兆しをみせつつ、住民協力主導型への転換の兆しをみせつつ、付頭といわれた七〇年代は、同じく市町村広会半の財政危機の到来により、その期待も東の間のものとなり、当然のことながら転換も空振りに終わる。また、「燃える都市」の相ばそれも不毛に終わった感はなくもない。よって、一九七、八〇年代の研究の課題とはなにか。

方が問われていること。 遺症の影響を少なからずこうむり、その在り の広報・広聴は、オイル・ショックとその後

②他方、広報・広聴は、一九六〇年代以上に

と。の大きな動揺をその実態において把握するこの大きな動揺をその実態において把握するこ開制の動向による動揺も大きい。広報・広聴開制の動向による動揺も大きい。放戦・広聴

考すること。 でによる戦後PRの導入・定着化の問題を再の展望である。それにより、G・H・Qの示落しているのは、米国PRの掘り起こしとそ落しているのは、米国PRの掘り起こしとそ

の研究課題は、○年代に、バブル経済とその後の不景気(平代は、現場の担当者はもとより、多くの研究者は、自治体の広報・広聴の広い視野をもち、その手段の多様化を求める。九○年代もち、その手段の多様化を求める。

①広報・広聴は、その再生をどう図るかを検

は、正面からその課題に取り組んでみたい。 であることが、最大の課題となっている。つぎにとって、最初の理論的、かつ実践的な指針を提起することが、最大の課題となっている。つぎにというとが、最大の課題となっている。 できに できるに、これらの課題に取り組む現場の 要するに、これらの課題に取り組む現場の といることが、最大の課題となっている。つぎに ることが、最大の課題となっている。つぎに ない 正面からその課題となっている。つぎに ない 正面からその課題となっている。つぎに は、正面からその課題となっている。

3 | 自治体の広報・広聴の理論

の社会学』のなかで、ことさら行政的役割筆者は一九七二年に、拙著『現代行政広報

とらえる限り、

そこに『行政の望む程度』と

いう留保がつくのは当然であろう。行政体は

しての広報・広聴行政)についてはこういう。中村氏の所論を述べておく。前者(管理者と

「…広報・広聴行政を従来の管理論的枠組で

の対立、 明確に、 後の広報の質的発展のための不可欠の前提と 役割を無視していることを意味する。もっと 結であり、別の観点からすると広報の社会的 を従来の行政管理の枠にあとづける当然の帰 らよいか、また行政活動に対してどの程度の に行うのにどのような広報内容を盛りこんだ でもなく、その主な関心は、行政活動を円滑 究の多くに共通していることは、これらすべ 住民と自治体との共同的役割)の重要性を指 聴観を批判した上で、新しく社会的役割 ならざるをえない」(注2)と。 の産物)として理解する問題意識こそが、今 広報効果があるか、などにある。これは広報 摘する広報・広聴観を提示した。「…広報研 て技術論的であるということである。いうま (=管理的役割) を強調する従来の広報・広 矛盾過程を止揚させるもの(=共同 《公権力の行使』と 《住民参加』と

その四年後(一九七六年)、中村紀一氏は、当時の広報・広聴を、管理者としての広報・広聴行政、と、中間者としての広報・広聴行政、と、中間者としての広報・広聴行政、と、中間者として第者の以上の広報・広聴観を後者のカテゴリーに加わえ、住民と広聴観を後者のカテゴリーに加わえ、住民と広聴観を後者のカテゴリーに加わえ、住民と広聴観を後者のカテゴリーに加わえ、住民と広聴行政、では、少しばかり長い引用になるが、として機能する危険があると警告する。

(一九八四年)、十八ページ年)という題名として再発行された。再発行版年)という題名として再発行された。再発行版二年)は、『現代行政広報研究序説』(一九八四二年2) 拙著『現代行政広報の社会学』(一九七

特集・自治体におけるPR❸市民と自治体の共通理解のあり方

に根本的な変化は見出せない」(注3)。 て主体―客体の関係であり、 ここでは、行政体と住民との関係は依然とし テリジェンスとして政策形成に役立てる。… ーションとして住民に公開し、あるいはイン 集し、管理し、それらを一方ではインフォメ 自らの意思にもとづいてさまざまな情報を収 〝統治〟の本質

能する危険を伴わざるをえないであろう」 ての位置づけはたえず、虚偽概念、として機 た状況における広報・広聴行政の中間者とし 者対被管理者の対立は決定的となる。こうし 躙される。 住民の行政不振は増幅され、管理 れているといってもよい。そこでは、住民は 勢は今日なお、圧倒的に管理論的立場に貫か づけて、こうもいう。「広報・広聴行政の大 揚する方途を模索してきた広報・広聴行政の と『自治』という政治社会の基本的対立を止 への可能性へと転換せしめた。ここに、統治に 想を、行政と住民による。共同の意思決定に 住民を〝参加させる〟という従来の管理的発 政の中間者としての位置づけは、行政過程に な意味を有する。…このような広報・広聴行 は住民の中に入って住民のもつ実感を共有 行政権力と住民との中間にあって、いや時に についてはこういう。「…広報・広聴行政は 一つの理論的帰結がある」(注4)。 さらにつ 『自治』の幻想に惑わされて行政過程に参加 また後者(中間者としての広報・広聴行政) その要求を実現していくところに積極的 〝統合〟の現実によって権力に蹂

れている」現代行政そのもののなかでは、住 たしかに、「圧倒的に管理論的立場に貫か

> あっても、徐々にではあるが、住民協力主導 間者的な在り方)がとられているが、実のと 践であっても、一見住民協力主導の形態 民と自治体とによる「共同の意思決定」の実 の事例をあげておく。 型の実践が定着しつつある。つぎには、五つ あることが多い。しかし、こうした状況下に ころ行政主導(管理者的な在り方)のそれで

4|自治体の広報・広聴の実践

-市民総意のまちづくり(注6)

があった「橋上にブロンズを」という考えは を上乗せして充てた。しかし、市民から提案 的に考慮するなど、工事費にこの部分の経費 用。橋の歩道や欄干部分、照明灯をデザイン していた「文化のための一%システム」を採 ならないか」という意見に、神奈川県が導入 能的だけでなく、美観上センスの良いものに 七九年に持ち上がった。対話の中でも、「機 に架かる村上橋が老朽化し、架け替えの話が 市民の浄財でブロンズ像を設置 八千代市の中央を南北に流れる新川。ここ (千葉県八千代市広報課長·土屋吉弘氏)

寄せられ、彫刻家・佐藤忠良氏による二体の 結果は期待以上の四千八百万円余りの浄財が ことである。その後二年間の活動状況は、 くる市民の会」が発足した。七九年十一月の うキャッチフレーズのもと、「シンボルをつ 「広報やちよ」紙上で克明に市民へ伝えた。 ふるさと八千代に新しいシンボルを―とい 金運動を展開することになった。

財政的に難しく、ブロンズ像設置のための募

民が集まり盛大に行われた。 ブロンズ像が設置された。村上橋の開通式と プロンズ像除幕式は八一年五月、一万人の市

この、市民と行政が一体となって進めた活動 いって差し支えない。 ズ像設置運動が八千代市の文化行政の原点と 民のシンボルとしてすっかり定着している。 は、「潤いのあるまちづくり」事業として 八三年、自治大臣表彰に輝いた。このブロン あれから十年以上を経過したが、八千代市

とである。 というのが多くの市民の声である。その理由 は「万一の時、いつでも市長に会えるという 安心感がほしいから」という。もっともなこ 「毎月二回の市長対話は継続してほしい_

-市民と行政を結ぶパイプの仕掛け役に (注7)

官民一体で大学誘致に成功 (岡山県総社市財政課主任・守安正道氏)

ていた。 当時、県内五地区で誘致合戦が繰り広げられ 誘致であった。大学誘致によるまちへの波及 えるため、担当者からも記事を頼まれていた。 効果は、計りしれないものがある。それを訴 役を果たせた集大成の出来事が、県立大学の わたしの広報時代で、行政と市民のパイプ

逃すまいと必死であった。市民への取材でも、 切望する声がしきり。「大学のない市なんて ないぞ。絶対勝つんだ」と息巻いていた。 それならわたしも、大学誘致に成功した事 今まで眠っていた市民と職員も、この機を

例を取材しよう。そうすれば、さらに市民の

(注7) (社) 日本広報協会、前掲白書(

座3』(一九七六年)、東京大学出版会、二 八七~二八八ページ (注3) 中村紀一「広報と広聴」『行政学講

(注4)中村、前掲論文、二九二ページ

(注5)中村、前掲論文、二九三ページ

(一九九四年) ニニニニページ (注6)(社)日本広報協会、『広報人白書』

る。そこで、二度、三度と県外のまちを取材 盛り上がりも得られるし、ヒントも与えられ

た。穏やかな気質の市民性を、奮い立たせた アイデアを出して活発な運動を展開していっ 市民の署名や、県知事へのレター作戦など、 今のままなら負ける」。官民一体となって、 一瞬であった。 反響もすごかった。「まだ運動が足りんぞ。

なって、地下からまちを動かしたんだという 充実感が、自分自身を包んだ。まちは活気づ おかげで大学誘致に成功。広報が震源地と 市民と行政が元気印になった。

❸─行政と住民が一体で産廃処理施設反 対を (注8)

広報紙が仮処分の証拠物件に (福岡県上陽町総務課主任主事・大坪加代氏) 産廃問題の取材をとおしてやり場のない怒

勝ち目はないのに」という人もいる。「行政 こす事態にまでなった。行政と住民が一体と だ。何が地方の時代だといいたい。 の手で守ることができなくて、何が地方自治 りや憤りを感じた。自分たちの町を自分たち の立場としてどうだろうか」と、首を傾げる なったこのような運動は、「前例がない」と 者に「建設と操業の仮処分の申し立て」を起 大きく報道されている。「裁判を起こしても 上陽町の産廃問題は、ついに町と住民が業

住民の生命や生活を守ることを最優先するべ か。一つだけ確かなことは、「行政の仕事は、 なぜそこまでしなければならなかったの

> に非難されようと、決して間違ってはいない き」ということ。たとえ町のやり方がどんな 起こそうとしている。 の壁というとてつもない大きなものに反乱を と思う。ちっぽけな五千人足らずの町が、 法

めに、わたしは広報担当になったのではない て裁判所に提出された。 仮処分申し立ての際に、一つの証拠物件とし かとさえ感じている。『広報じょうよう』は ことを大変うれしく思う。この仕事をするた 町の一大事に、広報担当としてかかわれた

◆─「内なる国際化」の実態と今後の課題 (注9)

ポルトガル語の広報紙を発行 (群馬県大泉町広聴広報課主査・岩瀬寿夫氏)

る。 る国際化」の難しさを痛感しないではいられ という二つの構図は歴然としており、「内な る。しかし、いまだ「日本人」と「外国人」 に生活する彼らと容易に交流できる環境にあ はブラジルをはじめとする南米の人たちであ た。そのうちの約八割、町民の二十人に一人 成五)年九月一日現在で二千五百七人を数え 大泉町の外国人登録者数は、一九九三(平 食料品店などもあり、わたしたちは身近 町内には、ブラジルのレストランや喫茶

ら抜粋して掲載しているが、彼らの要望すべ ル人に必要と思われる情報を町広報紙の中か を配布している。『ガラッパ』には、ブラジ ル語の広報紙『GARAPA(ガラッパ)』 企業やレストラン、学校などに毎月ポルトガ 大泉町では、日系ブラジル人がいる町内の

> 国際化」のささやかな一歩になると考えてい 部分もある。しかし、配布の際には彼らと話 てが網羅されているわけではなく、不十分な す機会もあり、こうしたやりとりが「内なる

今後の課題である。 とは、文化や生活習慣の違いを越えてお互い さまざまなイベントに取り込んでいくことが して、彼らを町のあらゆる所に引っ張りだし、 ベントに出かけたら「隣に外国人がいた」と 顔をしています。だから日本語を話せるよう ラジル人の一人は、「わたしたちは日本人の 「内なる国際化」を無理なく推進するための を理解し合える最良の方法であると思う。そ いうように、趣味や娯楽を通して交流するこ 画などに興味を持つ者も少なくない。あるイ になりたいです」と言っていた。彼らの中に 本語講座」は大好評だった。受講生で日系ブ 夏に町公民館で開催した外国人向けの「日 日本語ばかりでなく、生け花や俳句、

❺─地域への無関心から「我がまち意識_ (注 10

団・田中祥介氏) ((財) 奈良先端科学技術大学院大学支援財

芽生え始めたまちづくり意識

速に進むことが予想されている。二十一世紀 究者を迎えることになり、市内の国際化も急 端科学技術大学院大学が、九二年四月に開校 である関西文化学術研究都市の区域に含ま した。今後は、海外からも多くの留学生・研 れ、学研都市の中核施設の一つである奈良先 市内北部は関西の三大プロジェクトの一つ

ページ(注8)(社)日本広報協会、前掲白書、二六一

ページ (注9) (社) 日本広報協会、前掲白書、二四七

ページ 注 10 (社) 日本広報協会、前掲白書、三〇五

て、熱心な討議が繰り広げられている。 こうしたなか、市民の間から新しい動きが こうしたなか、市民の間から新しい動きが 起こってきた。奈良市にある帝塚山大学の生 駒市内在住の若手教員が呼びかけ人になっ た、市民学会「生駒研究会」が九二年春に発 足した。月に一度、さまざまなテーマについ て、熱心な討議が繰り広げられている。

地方分権が大きな話題になっている。本当地方分権が大きな話題になっている。本当に地域の力が問われる時代が、間もなくやってくる。しかし、地方選挙の低投票率に見らてくる。しかし、地方選挙の低投票率に見らて、べっドタウンでの「地域への無関心」といわれた市民の中から、この研究会のような動きがようやく起こっている。本当とを、率直に喜びたい。

たほどのメンバーはこうも言っている。 先ほどのメンバーはこうも言っている。 特はどのメンバーはこうも言っている。 特別でいくことは、わたしたちの子どもの世代に参加し『自分たちのまち意識』をつくり上に参加し『自分たちのまち意識』をつくり上に参加し『自分たちのまち意識』をつくり上に参加し『自分たちのまち意識』をつくり上に参加し『自分たちのまち意識』をいる。

行政マンも「成長」することが求められてい市民が変わろうとしている今、わたしたち

いると思う。マンこそ、その先頭を切ることが求められてる。そして、特に市民との最前線に立つ広報

聴とある種のアドボカシーはいずれも、住民 報・広聴に置き替えると、自治体の広報・広 はこういう。「…PRの実践を含む、各種の という本が出版されている。題名の示す通り、 する。一九九五年に、米国で『Public さにこれは、最近の米国PRの動向にも符合 協力主導型の方法がかなり定着している。 のといってよい。 協力主導型であって、住民と自治体との主体 わめて重要である」(注11)と。自治体の広 理解にもとづく関係改善の樹立にとって、き アドボカシー※(advocacy)は、批判交換の K・M・ジャーマン(Kathleen M.German) 交換)の場であり、その役割については、 米国企業PR(広報・広聴)は問答(批判の Relations in Inquiry as Rhetorical Criticism. の形態の転換があり、しかもその共同、 から共同、行政主導から住民協力主導へ、そ 以上から、自治体の広報・広聴には、 かつ人格的な関係改善の樹立に資するも ま

ット(advocate)という」(注12)。 ※「アドボカシーとは障害者の権利を擁護

5.

サークルユメトピアの活動である」(注13) 子氏は、「…八王子における障害者自身によ 茨木氏の二冊の論文の輪郭を紹介したい。 ということ。この辺の理解を深めるために の当事者活動にとっても重要な基盤である ここで注目したいことは、「これからの市民 最後に確認しておきたい」(注1)と結ぶ。 動にとっても重要な基盤であるということを 事者中心主義は、これからの市民の当時者活 のために運動があること、というニーズ中心 から述べ、「八王子の当事者運動の原点であ る運動の出発点は、一九七三年に創設された 王子の障害者運動の特徴」のなかで、茨木尚 主義と、『自分たちの問題を自分たち自身で る、 ´一人一人のニーズがあって、その解決 『自立生活センターの誕生』「第六章 生活の主体者となること、という当

●─『当事者による社会福祉サービス供給

後の自立生活運動の可能性と課題」。この構者による社会福祉サービス供給組織運営の現状を明らかにし、かつその運営を展望したもの。構成は以下の通り。第一章「わが国の障害者運動における自立生活センターの提供するサービスの現状とその特徴」、第二章「自立生活運動の位置とその時徴」、第二章「自立生活運動を通して当事者による社会福祉サービス供給組織運営の現

(姓口) Kathleen M.German, Critical Theory in Public Relations Inquiry: Future Directions for Analysis in a Public Relations Context, W.N.Elwood(ed.), Public Relations Inquiry as Rhetorical Criticism, 1995, P.294.

身障害者福祉センター、一六九ページ) 身障害者福祉センター、一六九ページ)

ジマンケア協会、一九九六年)所収、九十九ペー動の特徴」『自立生活センターの誕生』(ヒュー動の特徴)『自立生活センターの誕生』(ヒュー

(注14) 茨木、前掲論文、一〇九ページ

成にもとづき、少し具体的にその内容に触れ

と展望する。 よる実践が求められていくだろう」(注17) み込む形での自立生活センターでの当事者に ある最重度の障害者たちを視座に入れた、包 して最後に、「…日本の障害者運動の特徴で 護サービス、など)」(注16)を分析する。そ ウンセリングと自立生活プログラム、権利擁 するサービスの現状(介助サービス、ピアカ ビス提供組織運営という観点から、その提供 まれたものと考える」(注15)と位置づける。 アメリカの先行する運動の成果を導入して生 次第に自分たちの生活の場を拠点とする参加 障害者運動が、社会告発型、要求型運動から、 「自立生活運動のもう一つの側面であるサー そしてつぎに、その位置づけを踏まえて、 まず、「…日本の自立生活運動は、 実践型の運動に変化していった時期に、 従来の

課題となっている…」(注18) の財源確保が共通のシステムアドボカシーの わば社会を変革するための行動である。現在 制度を変えたり、新たな制度を作るためのい …一方、システムアドボカシーとは、現行の が、(個人的)アドボカシーの目的となる。 に有利に解釈して適応させていくかというの を受けるにあたって、現行法をどれだけ個人 申請主義で資格や条件が規定されたサービス 実践されている。たとえば、「日本の場合、 〈アドボカシー〉は具体的に取り上げられ、 以上の自立生活運動のなかで、 全国的には自立生活センター運営のため 権利擁護

こうしたなかで、とくに注目したいことは、

代弁を退け障害者自身による意志の表明が行 われるようになってきた」(注19) からであ の発達により、…障害者の中でも他者による いうと、「自立生活運動やセルフヘルプ運動 セルフアドボカシーの出現である。なぜかと

❷─『社会福祉運営法』について

ドミニストレーション)について、社会福祉 の内容に触れる。 営の実際とその展開過程」。少し具体的にそ 祉運営法の基礎理論」、第三節「社会福祉運 福祉運営法の沿革と概念」、第二節「社会福 援助技術における位置とその内容を明らかに したもの。構成は以下の通り。第一節「社会 本論文は社会福祉運営法(ソーシャル・ア

層の充実が求められてくるであろう。サービ ての運営管理のなかで、特に情報の管理の 運営の実際を明らかにする。そして最後に、 踏まえて、若干の事例により日本の社会福祉 ぎにそのなかから基礎理論を提起し、それを て、日本のそれとの比較を通して解説し、 の重要な課題として求められている」(注20) テムづくりが、今後の施設、機関の運営管理 必要な情報を組織として確保できる情報シス また利用者やそれを取り巻く環境についての ス機関として利用者に適切な情報を提供し、 「施設のソフト、ハードにわたる環境につい まずはじめに、米国の社会福祉運営につい

広聴の必要性についてである。本論文の後半 ここで注目したいことは、今日の社会福祉

野での政治力の補強にまではいかない。かな

レベルにとどまり、社会福祉や都市計画の分

(広報・広聴)の分野では、住民協力

うと。 替えてもよかろう。今後の自立生活センター のアドボカシーの両機能の実現にとって、 部分については、したがってこのように書き ンターの広報・広聴活動は重要な課題となろ セ

6|おわりに~二十一世紀の課題~

施設や機関の情報提供=広報と、情報確保=

だけは、ここで述べておく。「都市計画関係 ステムアドボカシーなのである」(注22)。 すべての社会活動は政治の影響から逃れえた との共通性は政治性にあること。例えば、 に福祉の分野のシステムアドボカシーの役割 響力を補強していく運動である」(注21)。特 利益を弁護するために、公共機関が作成した の在野の専門職業家が無償で住民団体の依頼 本論文では省略するが、西尾勝氏による定義 をもつ。都市計画の分野についての検討は、 祉や都市計画などの分野にまで、その広がり いということであり、それを直視して政治的 「システムアドボカシーが教えてくれるのは し、さらにはこのような計画扶助活動を媒介 計画に批判を加え、あるいは代替計画を立案 念や運動は、PRの分野のみならず、社会福 な影響力を結集し政治を動かしていくことに にして住民運動の基盤を広げ、その政治的影 に応じ、この住民団体に代表されている集団 以上から分かるとおり、アドボカシーの概 さて、PRの分野ではどうか。特に自治体 社会を変革していくことがすなわちシ

> 叢第五九二号』(一九九七年) 所収、四十七ペ ビス供給組織運営の現状と展望」『明治学院論 (注15) 茨木尚子「当事者による社会福祉サー

注 16 茨木、 前掲論文、四十九~五十七ページ

注 17

茨木、前掲論文、六十四ページ

(注18) 茨木、 前掲論文、五十六ページ

注 19

高嶺、前掲論文、二十五ページ

房、一九九七年)所収、一一一~一一二ページ 『社会福祉援助技術各論Ⅱ』(山口稔編、相川書 (注20) 茨木尚子「第五章 社会福祉運営法」

一九七五年)一二三ページ (注21)西尾勝『権力と参加』(東京大学出版会

(注2)高嶺、前掲論文、四十ページ

てみよう。り革新的なPR(広報・広聴)の事例をあげ

。広報あさひまち、(山形県朝日町広報紙)の編集委員は二十二人、事務局四人の体制をとっているが、委員のうち、十二人は一般町民、残り十人は役場の職員という構成である。民、残り十人は役場の職員という構成である。民、残り十人は役場の職員という構成である。民、残り十人は役場の職員という構成である。民、残り十人は役場の職員という構成である。民、後り十人は役場の職員という情報を提供すること、③広報を町民の話でなく、事業を行う場合、ネックになることはのが、メリットは何か、デメリットは何かという情報を提供すること、③広報を町民の話いう情報を提供することー(注23)。

型はとっていない。他の分野と同じく、住民協力主導型の方法にとどまり、住民主導自治体のPR(広報・広聴)は、まだまだ

紀の課題となろう。 を果たすことになるか否か、これは二十一世主導型の方法に依拠し、政治力の補強の役割

W.Dwyer)は諸分野のPR方法はもとより、W.Dwyer)は諸分野のPR方法はもとより、「PR状況が大きく変わりつつある」(注24)といい、その一つの典型的な事例を挙げている。「ヒル・アンド・ノウルトン社(米国最る。「ヒル・アンド・ノウルトン社(米国最る。「ヒル・アンド・ノウルトン社(米国最高カソリック教のある団体に対し顧客登録を決定した。その結果、従業員二名がその決を決定した。その結果、従業員二名がその決を決定した。その結果、従業員二名がその決を決定したが、会社はこの決定についてこうめ辞退したが、会社はこの決定についての相談を阻止する。一いかなる組織でも、多くの市民が辞退したが、会社はこの決定についての相談を阻止する。

う」(注26)と。 集団への対応が迫まられることも多くなろ団体が、その目的と全く異なる人びとやその団体が、その目的と全く異なる人びとやそのけて、こういった。「環境や健康、その他のことはできない―」(注25)と。さらにつづ

要するに今後は、自治体も他の諸組織と同じく、その目的である、住民福祉課題の実現、とは全く異なる問題に直面することを考えねとは全く異なる問題に直面することを考えねがならない。例えば、いま話題になっている、がならない。例えば、いま話題になっている、がでる場合の双方の理解のとりつけ方=PRめぐる場合の双方の理解のとりつけ方=PRの実践如何により、その真価が大きく問われることになる。自治体の目的達成にあたっては、双方で理解をとりつけないこと=PRのは、双方で理解をとりつけないこと=PRのは、双方で理解をとりつけないこと=PRのは、双方で理解をとりつけないこと=PRのは、双方で理解をとりつけないこと=PRのは、双方で理解をとりつけないこと=PRのは、双方で理解をとりつけないこと=PRのは、双方で理解をとりつけないこと=PRのは、双方で理解をとりつけないこと=PRのは、双方で理解をとりつけないこと=PRのは、双方で理解をとりつけないこと=PRのは、双方で理解をとりつけないこと=PRのは、対しないこと=PRのは、対しないこと=PRのは、対しないことを表しまする。

〈明治学院大学教授〉

九九二年)(注23)(社)日本広報協会『広報十二月号』(一

(注名) Thomas W.Dwyer, Simply Public Relations, 1992, p.169.

(注2) Ibid., pp.169-170.

注26) Ibid., p.170.